

大野市上庄中学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月1日 策定

はじめに

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、またいじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

そこで、本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、基本方針を策定する。

1 いじめの防止等に関する基本理念

- ・スクールプランの重点項目の一つである「温」に示されているように、生徒一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切に、他者を思いやり、互いの成長や違いを認め合い、共に高め合う集団づくりに努める。
- ・生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめが人の心に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解することについて、全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

防止対策推進法にあるように、「いじめ」とは、「生徒に対して、その生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式にすることなくいじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、なお、いじめの認知は特定の教職員によるものではない。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

（1）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ・学校経営方針の「こんな中学生に」という項目の中に、「自分を見つめる中学生に！」と書かれている。「正義感をもち、正しいことが分かる生徒になってほしい。できれば正しいことをできる生徒になってほしい。そして、出る杭を打たない(他人の足を引っ張らず、他の個性を認めてやれる)心の広い生徒になってほしい。また、できれば出る杭に。」という思いが込められている。
- ・道徳教育では、「豊かな心を持ち、自他の生命を尊重し合い、正しく判断できる生徒を育てる」を重点目標としている。努力事項のひとつに、「人権について認識を深め、差別のない助け合える社会をつくろうとする生徒を育てるとともに、偏見や差別を許さず、人権意識の啓発に努め、人権尊重の考え方を徹底させる。」がある。

（2）学校評価への位置づけ

学校評価の項目に、いじめ防止に関する学校の取組みを評価項目に位置づけ、PDCAサイクルを実行し、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行う。

【教職員】

- ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけているか。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的に面談やアンケート等を実施しているか。

【保護者】

- ・学校は、生徒が気がかりな事を相談しやすい体制を整えているか。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施するなど生徒の実態把握に努めているか。

【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけているか。
- ・面談やアンケート等を通して、悩みや不安を先生に伝えるようにしているか。

(3) いじめの未然防止**【学級経営の充実】**

- ・生徒が安心して活動でき、自己有能感・有用感が味わえる温かみのある集団づくりをすすめる。
- ・教師の受容的・共感的な態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いの成長や違いを認め合い、共に高め合う集団づくりをすすめる。
- ・特に配慮が必要な生徒へは、教職員で共通理解を深め支援にあたる。

【学習指導の充実】

- ・「楽しい授業」「わかる授業」「魅力ある授業」の工夫により、生徒たちの学び合いを保障する。
- ・いじめは言葉によるものも多いため、コミュニケーション能力を高め、正しい言葉遣いができる集団づくりをすすめる。

【道徳教育の充実】

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
- ・自他の命と人権を尊ぶ指導の充実に努める。

【特別活動・部活動の充実】

- ・規律正しい態度を育成し、互いに認め合う集団づくりに努める。
- ・活動を通じて所属感や連帯感を味わわせ、人間関係力や社会性の育成に努める。

(4) いじめの早期発見**【日常の交流や複数の教師の目による発見】**

- ・デイリーノート（生活ノート）、休み時間や放課後の雑談の機会に、気になる様子がないか目を配る。
- ・すべての教師が様々な教育活動を通して生徒たちに関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・学級担任と養護教諭は、保健室での生徒の様子について情報交換を行う。
- ・スクールカウンセラー、心の教室相談員との情報共有を行う。
- ・全生徒を対象とした、いじめを含めた悩みごとのアンケート調査『自分のこと・友達のこと』を毎月1回行う。

【教育相談推進月間等を通じた把握】

- ・学期に1回、放課後に行う教育相談活動を通して、悩み事や困っていることの発見に努める。
- ・面談の結果、気になる生徒の情報については互いに共有できるよう、専用のフォルダに書き込む。

【保護者や地域からの情報提供】

- ・問題が起こった時のみ連絡や家庭訪問をするのではなく、問題が起きていない時こそ、保護者との信頼関係を築く機会であると考え、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡する。

- ・いじめに対する学校の考え方や取り組みを保護者や地域に周知し、いじめ発見の協力を求めるとともに、保護者や地域の方等からの訴えに耳を傾ける。
- ・「いじめのサイン発見シート」を使い、生徒の様子についての情報提供を呼びかける。
- ・各学期1回（6月、10月、2月）、保護者対象のいじめに関するアンケート調査を行う。

【ネットモラルの指導】

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をネット上で行うこともいじめでことを理解させ、校則やスマートルール遵守の徹底や、ネットモラルの指導を充実させる。
- ・スマホ携帯安全教室（生徒対象）や、ネットモラル研修会（保護者対象）を行う。
- ・保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う必要がある。また、学校・保護者だけでは解決が困難な事例もあるので、青少年愛護センターや警察等の専門機関との連携が必要になる。

（5）いじめの事案対処

【いじめられた生徒に対して】

- ・つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・最後まで守り抜くことを伝える。
- ・必ず解決できるということを伝え、自信を持つように言葉かけをする。

【いじめた生徒に対して】

- ・いじめた時の気持ちや状況について聞き、その背景にも注目する。
- ・いじめは決して許されない行為であることを認識させる。
- ・孤立感や疎外感を与えないよう配慮する。

【周りの生徒たちに対して】

- ・はやし立てたり傍観したりするという行為も、加害者と同じであることを理解させる。
- ・当事者だけの問題にとどめず、自分たちの問題として意識させる。

【保護者に対して】

○いじめられた生徒の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに家庭訪問をして事実関係を伝える。
- ・保護者のつらい気持ちを共感的に受け止める。
- ・学校の指導方針を伝え、連携を取りながら対応することを伝える。

○いじめた生徒の保護者に対して

- ・事実を正確に伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・今後の対応について一緒に考え、子どもへの接し方について助言する。

（6）いじめの解消

いじめの解消後においても、生徒・保護者等を継続的に見守り、指導・助言を行う。また、学校は「開かれた学校」として、日ごろから、いじめの防止等に関する対処方針や年間指導計画などの情報を積極的に公表し、保護者、地域等の理解や協力を求める。

（7）いじめによる重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

4 いじめの防止等のための組織

（1）いじめ対策委員会

- ・構成メンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・PTA

会長等を中心とし、事案により柔軟に編成する。

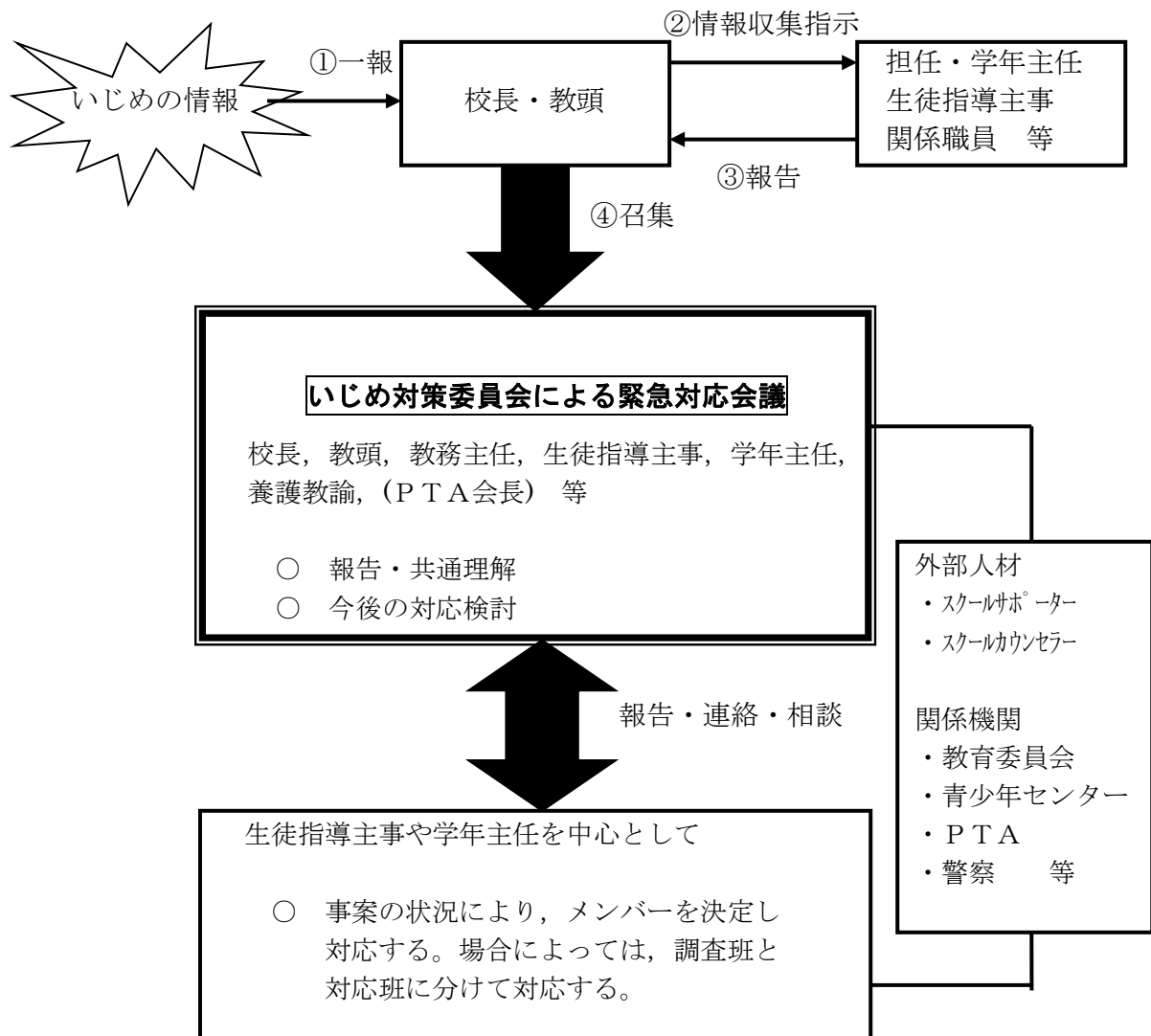
- ・学期に1回程度開催し、協議内容については職員会議等において報告し、予防的な取り組みを推進する。

(2) いじめ対応サポート班

- ・即日対応を原則とする。
- ・事案には、当該教職員一人で抱え込まず、チーム（いじめ対応サポート班）で対応し、いじめ対策委員会を開催し、組織的に対応する。
- ・日頃から学校や地域の状況について、スクールサポーター等との情報交換を行う。
- ・いじめが起きた場合は、速やかに青少年センターと市教育委員会へ報告し、指導助言を受ける。
- ・事案によっては保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、緊急保護者会の開催や説明文書の配付等を行う。
- ・事案によってはマスコミ対応も考えられる。その際の対応窓口は教頭に一本化しておく。

(3) 組織図

大野市上庄中学校



※ 即日対応を原則とする

5 いじめ対策の年間行動計画

【様式3】
大野市上庄中学校

	職員の動き 等	生徒の活動 等		
		1年生	2年生	3年生
4月	<p>いじめ防止対策委員会 ・指導方針の確認 ・年間計画の策定</p> <p>職員会議 ・年間計画の周知 ・生徒に関する情報共有</p> <p>P T A総会 ・基本方針の公表</p>	<p>学校生活のオリエンテーション</p> <p>部活動見学開始</p>	<p>4月の重点目標 ・落ち着いた学習する雰囲気づくり</p> <p>委員会結成 ・他学年との協力 部活動結成 ・人間関係の構築</p>	
5月	<p>職員会議 ・生徒に関する情報共有</p> <p>教育相談推進月間 ・個人面談</p>	<p>部活動登録</p>	<p>5月の重点目標 ・身の回りの整理整頓</p> <p>宿泊研修（石川） ・班別活動での協力</p> <p>生徒総会 ・自主的な活動</p>	
6月	<p>職員会議 ・生徒に関する情報共有</p> <p>アンケート集計・分析</p>		<p>6月の重点目標 ・無言清掃の取組</p>	

	職員の動き 等	1年生	2年生	3年生
7月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換 職員会議 ・生徒に関する情報共有 保護者会 ・情報収集	薬物乱用防止教室 『自分のこと・友達のこと』アンケート ・非行防止 上庄クリーン作戦	薬物乱用防止教室 『自分のこと・友達のこと』アンケート ・非行防止 園小中連携	薬物乱用防止教室 『自分のこと・友達のこと』アンケート ・非行防止 園小中連携
8月	現職教育 ・いじめ防止について 家庭訪問 職員会議 ・生徒に関する情報共有	上庄夏まつり ・地域への協力 親子奉仕作業 ・体験的な活動 学年PTA行事 ・親子の絆づくり		
9月	いじめ防止対策委員会 ・情報共有 職員会議 ・生徒に関する情報共有 人権教育指導者研修会 ・全職員に伝達講習	学校祭 ・他学年との絆づくり 上庄地区敬老会 ・地域への協力 『自分のこと・友達のこと』アンケート		
10月	職員会議 ・生徒に関する情報共有 教育相談推進月間 ・個人面談	修学旅行 ・班別活動での協力 いじめに関するアンケート(保護者) 『自分のこと・友達のこと』アンケート		

	職員の動き 等	1年生	2年生	3年生
11月	職員会議 ・生徒に関する情報共有 上庄っ子を語る会 ・情報共有 ・アンケート集計・分析	1日総合(福井市) ・班別活動での協力	携帯電話安全教室 ・情報モラル 福祉施設訪問 ・ボランティア委員による 高齢者との交流	
		『自分のこと・友達のこと』アンケート		
12月	人権週間 ・啓発に関する共通理解 職員会議 ・生徒に関する情報共有 保護者会 ・情報収集			エイズピア エデュケーション ・差別や偏見を なくす。
		『自分のこと・友達のこと』アンケート		
1月	いじめ防止対策委員会 ・情報共有 職員会議 ・生徒に関する情報共有	スキー研修 ・班での協力と 絆づくり	スキー研修 ・班での協力と 絆づくり	
		『自分のこと・友達のこと』アンケート		
2月	職員会議 ・生徒に関する情報共有 ・アンケート集計・分析	いじめに関するアンケート(保護者)		
			立志式 ・これからの自 分について	
		『自分のこと・友達のこと』アンケート		
3月	職員会議 ・生徒に関する情報共有 ・本年度のまとめと次 年度への課題	生徒総会 ・自主的な活動		
		『自分のこと・友達のこと』アンケート		

参 考 資 料

P 2 3 いじめの防止等のための具体的取組み (4) いじめの早期発見 に関して

『自分のこと・友達のこと』アンケート

自分のこと・友達のこと

月	名前
---	----

1 この1ヶ月間を振り返って、どちらかに○をつけましょう。

- ① いやなことを言ったり、したりしてしまった。 (はい ・ いいえ)
- ② 仲間外しや無視をしてしまった。 (はい ・ いいえ)
- ③ よく いやなことを言われたり、されたりしている。 (はい ・ いいえ)
- ④ 仲間はずれや無視をされているように感じる。 (はい ・ いいえ)
- ⑤ クラスや部活動で、つらい思いをしている人がいる。 (はい ・ いいえ)

2 「はい」と答えたことについて、教えてください。「はい」が一つもなかった人はこの1ヶ月の学級の様子について感じていることを書いてください。

--

保護者対象のいじめに関するアンケート調査（例）

いじめアンケート調査（保護者用）

今年の6月から現在までのお子様のことについて伺います。次の質問に該当する①～③の番号を選んで、あてはまるものに○を付けてください。
なお、すぐに対応を要すると思われるものには、◎を付けてください。

〈いじめの例〉

- ・言いがかりをつけられたり、言葉でおどされたりする
- ・冷やかされる、からかわれる
- ・仲間はずれにされる、無視される
- ・殴られる、蹴られる
- ・金品をたかられる
- ・持ち物を隠される、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
- ・いろいろな用事をさせられる
- ・パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる
- ・嫌がらせの電話をかけられたり、メールを送られたりする

お子様の学年・性別 _____ 年（男・女）

保護者氏名 _____

問1 あなたの子どもは、いじめを受けている（受けていた）。(具体的に分かれれば記入してください。)
① あてはまる ②あてはまらない ③わからない

問2 あなたの子どもは、いじめをしている（していた）。(具体的に分かれれば記入してください。)
② あてはまる ②あてはまらない ③わからない

問3 学校でいじめがあると聞いたことがある。(具体的に分かれれば記入してください。)
③ あてはまる ②あてはまらない ③わからない

問4 いじめ等の子どもについての悩みや学校に対しての要望等があればお書きください。

いじめの状況等に関する調査(4月～0月)

学校名	大野市上庄中学校											
記入者	〇〇 〇〇											

様式2(学校業計用)【参考】

※本様式については、必要に応じて削活用願います。

記入にあたっての留意点

【1】①の認知件数について (例) 4月に認知された同一のいじめが、5月にも継続している場合、5月にはカウントしません。

【2】⑥のいじめが解消されたとは、いじめに係る行為が止んだときから相当の期間(3か月を目安とする)を経過、かつ被害児童生徒に心身の苦痛を感じていない

と認められ、本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できたとき、併せて教員がいじめの解消を認めたときをいいます。

⑨いじめ対策委員会 実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
⑩いじめ対応サポート班 実施回数													0
													0

いじめ認知総数:

行為が止んでいる件数:

解消総数:

※未解消数:

【その他】

令和3年度 事業No	学年	性別	①月別いじめ認知件数 【発生した月に「1」を入力】												②いじめの態様 【該当欄に「1」を入力・複数回答可】	③いじめの 態様の うち、「コ ロナ」に関 連するもの の 【該当欄に「1」を 入力】	④いじ めの行 為が止 んでいる 【該当欄 に「1」を 入力】	⑤いじめの認知後、いじめに 係る行為が止むまでの期間 【該当欄に「1」を入力】					⑥いじ めの解 消 【該当 欄に 「1」を 入力】	⑦昨年度 のいじめ 認知 【該当欄 に「1」を 入力】	⑧いじめへの対処		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				1日	2・3日	1か月以内	2か月以内	3か月以内				3か月を超え	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
いじめ1																											
いじめ2																											
いじめ3																											
いじめ4																											
いじめ5																											
いじめ6																											
いじめ7																											
いじめ8																											
いじめ9																											
いじめ10																											
いじめ11																											
いじめ12																											